



ストーマ購入費用の助成があります

円滑に日常生活が送れるように、都留市障害者等日常生活用具給付事業に基づきストーマ（蓄便袋・蓄尿袋・ストーマにまつわる剥離剤等の用具）の購入費用の負担を軽減します。

<p>蓄便袋</p> <p>対象者： 直腸機能障害の方</p> <p>1ヶ月分の基準額： 8,600円</p>	<p>蓄尿袋</p> <p>対象者： 膀胱機能障害の方</p> <p>1ヶ月分の基準額： 11,300円</p>	<p>費用負担について</p> <p>本人と配偶者2人共 非課税の場合→0円 課税の場合→1割負担</p> <p>※基準額を超えた額は自己負担となります</p>	<p>申請時の持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・見積り <p>※業者から福祉課へ直接郵送も可</p>
--	---	---	---

<例> 蓄便袋で見積り額が10,000円だったとき

課税の場合	基準額 8,600 円の 1 割 = 860 円	} 自己負担額 <u>2,260 円</u> を業者に支払う
	+	
	基準額オーバー分(10,000円 - 8,600円) = 1,400円	

- ① **ストーマ販売業者と「何月分の何の商品を購入するか」連絡を取り、見積書の依頼をする。**
 ※申請月の属する月から最大6ヶ月分の購入について申請ができます（ストーマを使い始めたばかりの方は、用具の具合をみるため1～2ヶ月分から申請される方が多いです）
 ※見積書は業者から直接、福祉課に郵送いただいて構いません。
- ② **福祉課に日常生活用具の申請をする。**
 ※利用月中に品物を受け取っていただく必要があるため、**利用月前～利用月の中旬頃までにご申請ください。**
 <例> 4月分～8月分のストーマ購入で申請いただいた場合、4月中に品物を受け取っていただきます。
- ③ 申請書と見積書が福祉課に揃い次第、審査をし、**決定通知書を福祉課から申請者と業者宛に郵送**します。（業者には給付券も送付します）
- ④ **業者から品物を受け取り、給付券に受け取りのサインをし、決定通知書に書かれていた自己負担額を業者にお支払いください。**

Check 毎年4月分のストーマについては
4月に入ってからの申請となります

〒402-0051 都留市下谷 2516-1
 （いきいきプラザ都留内）
 都留市 福祉課 障がい者支援担当
 ☎0554-46-5112
 平日 8:30～17:15